四十七　措置法第六十四条の二第一項、第二項、第七項又は第八項の規定　同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十四条第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十四条の二第八項において準用する措置法第六十四条第八項の規定により損金の額に算入される金額

四十八　措置法第六十五条第一項又は第五項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

四十九　措置法第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

五十　措置法第六十五条の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

五十一　措置法第六十五条の四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

五十二　措置法第六十五条の五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

五十三　措置法第六十五条の五の二第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

五十四　措置法第六十五条の七第一項又は第九項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

五十五　措置法第六十五条の八第一項、第二項、第七項又は第八項の規定　同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十五条の八第八項において準用する措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

五十六　措置法第六十五条の九の規定　同条に規定する交換をした場合における措置法第六十五条の七又は第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

五十七　措置法第六十五条の十第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

五十八　措置法第六十五条の十一第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

五十九　措置法第六十五条の十二第一項、第三項、第八項又は第九項の規定　同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十五条の十一第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十五条の十二第九項において準用する措置法第六十五条の十一第四項の規定により損金の額に算入される金額

六十　措置法第六十五条の十三第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

六十一　措置法第六十五条の十四第一項、第三項、第八項又は第九項の規定　同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する措置法第六十五条の十三第一項の規定により損金の額に算入される金額又は措置法第六十五条の十四第九項において準用する措置法第六十五条第一項又は第四項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

六十二　措置法第六十六条第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

六十三　措置法第六十六条の二第一項又は第七項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

六十四　措置法第六十六条の十第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

六十五　措置法第六十六条の十一第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

六十六　措置法第六十六条の十一の二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十六条の十一の二第一項の規定　同項の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十六条第一項の規定により法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされた措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の法人税法第三十七条第五項の規定により寄附金の額とみなされた金額

ロ　措置法第六十六条の十一の二第二項の規定　法人が支出した同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

六十七　措置法第六十七条第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

六十八　措置法第六十七条の二第一項の規定　その事業年度の所得の金額

六十九　措置法第六十七条の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

七十　措置法第六十七条の四第一項から第五項まで、第九項又は第十項の規定　同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額又は同条第四項若しくは第五項の規定により損金の額に算入される金額

七十一　措置法第六十七条の五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

七十二　措置法第六十七条の六第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額

七十三　措置法第六十七条の七第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同項に規定する特別利子の額

七十四　措置法第六十七条の十四第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

七十五　措置法第六十七条の十五第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

七十六　措置法第六十八条の三の二第一項又は第九項の規定　同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額

七十七　措置法第六十八条の三の三第一項又は第九項の規定　同条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される金額

七十八　措置法第六十八条の八第一項又は第二項の規定　これらの規定の適用を受ける連結事業年度の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下同じ。）の金額のうち年八百万円（その連結親法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下の金額

七十九　措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項（措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第九項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八十　措置法第六十八条の十第一項から第三項まで又は第六項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十第一項又は第六項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八十一　措置法第六十八条の十一第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十一第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十一第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第二項に規定する調整前連結税額をいう。）から控除される金額（措置法第六十八条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）